

●定期報告対象の建築物

用途	規模（次のいずれかに該当するもの）	報告時期
建築基準法施行令第16条第1項（H28 国交省告示 240号）に掲げる建築物		
劇場 映画館 演劇場	<ul style="list-style-type: none"> 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの 主階が1階にないもの 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの 	令和5年7月～12月 (以降3年ごと)
観覧場 公会堂 集会場	<ul style="list-style-type: none"> 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの 	
病院 有床診療所 旅館 ホテル 就寝用途の児童福祉施設等※	<ul style="list-style-type: none"> 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの 2階にある対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの <p>※就寝用途の児童福祉施設等 サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者GH、障害者GH、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム等</p>	
体育館 ボーリング場 博物館 スキー場 美術館 スケート場 図書館 水泳場 スポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの 対象用途の床面積が2,000㎡以上のもの 	
百貨店 遊技場 マーケット 公衆浴場 展示場 待合 キャバレー 料理店 カフェー 飲食店 ナイトクラブ 物品販売店舗 バー ダンスホール	<ul style="list-style-type: none"> 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの 2階にある対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの 対象用途の床面積が3,000㎡以上のもの 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの 	

※対象用途が避難階のみにある場合は対象外

●定期報告対象の建築設備等

設備の種類	規模	報告時期
建築設備	<p>特定行政庁が指定する建築設備（定期報告対象建築物に設置されたもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備または中央管理方式の空調設備（法第28条第2項ただし書きおよび第3項に規定するもの） ・排煙設備（法第35条に規定により設けたもの（排煙機を設けるものに限る。）） ・非常用の照明装置（法第35条に規定により設けたものに限る。） 	毎年 7月～12月
昇降機	<p>建築基準法施行令第16条第3項第1号に掲げる昇降機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター（籠が住戸内のみを昇降するものおよび労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するもの及びを除く。） ・エスカレーター（住戸もしくは共同住宅に設けられた一住戸専用のものを除く。） ・小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。） 	毎年 検査済証交付日の属する月の翌月
防火設備	<p>建築基準法施行令第16条第3項第2号に掲げる防火設備（防煙幕または作動できるもので、防火ダンパーを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告対象建築物に設置されたもの（防火扉、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャー等） ・病院、有床診療所、就寝用途の児童福祉施設のうち、対象用途の床面積が200㎡を超える建築物に設置されたもの（防火扉、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャー等） 	毎年 7月～12月

●定期報告対象の工作物

工作物の種類	規模	報告時期
工作物	<p>建築基準法施行令第138条第2項に掲げる工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光用エレベーターおよびエスカレーター（一般交通の用に供するものを除く。） ・高架の遊戯施設（ウォーターシュート、コースター等） ・原動機を使用し回転運動をする遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車 等） 	毎年 検査済証交付日の属する月の翌月